

# 6月定例会

## 議案ピックアップ

- ◆市長提出議案……………8件
- ◆請願……………4件
- ◆議員提出議案……………5件
- ◆人事案件……………1件

全ての議案の審査結果は市議会ホームページをご覧ください。



6月定例会が6月13日から26日までの14日間の会期により開かれました。白河市議会ハラスメント防止条例検討特別委員会設置に関する決議ほか、市税に関する条例の改正や、白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を含む8件について審査し、いずれも原案のとおり可決されました。

一般質問は6月19日から3日間にわたり開催され、12人の議員が登壇し、市政全般にわたって市の考えを質しました。(7項～11項) 請願4件中3件が採択、1件が継続審査となり、議員提出議案の自治体に対する国の「指示権」行使を可能とする特例を規定した地方自治法改正案に対する意見書を含む4件が可決され、それぞれ関係機関に意見書を提出しました。

## 予算 PICK UP

### ◆議案第51号 令和6年度白河市一般会計補正予算(第1号)

補正額 8億7,065万2千円を追加し、予算総額 321億7,065万2千円とする。

#### ◎主な内容

- 定額減税補足給付金(調整給付)事業 5億1,293万7千円  
所得税及び住民税の定額減税措置において、納税額が定額減税額が満たない場合に補足給付するものです。
- 物価高騰重点支援給付事業 2億3,126万3千円  
物価高騰の負担感が大きい低所得世帯を支援するため、新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に10万円、その世帯の子ども一人につき5万円を支給するものです。
- 道路改良事業(市道大谷地長坂線) 8,800万円  
国の防衛基盤強化の方針を受けて企業が生産工場を増設することに伴い、企業の費用負担で、物流道路などとして利用される市道大谷地長坂線の拡幅を行うものです。
- その他 3,845万2千円
  - ①児童手当支給事業 1,422万円
  - ②農業振興対策事業 591万4千円
  - ③学校図書館利活用推進事業 500万円
  - ④図書館一般管理費 800万円
  - ⑤給食センター一般管理費 392万7千円
  - ⑥その他(システム改修等) 139万1千円

## 請 願

#### 請願第2号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願



##### 要 旨

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしている。日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位である。いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要があると考え、下記の項目について国に対する意見書を提出することを求めるものである。

##### 請願事項

1. 「新基本法」制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

#### 請願第3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願



##### 要 旨

令和3年3月9日、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定された。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としている。

福島復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要である。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請する。

については、下記の通り、令和7年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することを請願する。

##### 請願事項

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和7年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

請願第4号 県に対し「学校給食無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願

要旨

急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難のなかでの子育てを余儀なくさせられている。県内の34市町村が学校給食費を無償化し、20市町村が一部補助を実施している。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できないとか、一部補助にとどまっている。同じ県内に住んでいながら居住地によって、保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じていることから、国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要であると考え「県として学校給食無償化を実施すること。」を求めるものである。

請願第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願

請願要旨

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応も迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の充実、強化が不可欠となるので、以下の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出するようお願いする。

請願事項(要約)

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げ、
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。
5. 「地方創生推進費」については、恒入的財源としてより明確に位置付けること。
6. 会計年度任用職員においては、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

議員提出議案

意見書案第2号 自治体に対する国の「指示権」行使を可能とする特例を規定した地方自治法改正案に対する意見書

要旨

去る令和6年5月30日、大規模な災害や感染症の蔓延など想定外の事態に国が自治体に必要な指示ができる特例を盛り込んだ地方自治法改正案が、衆議院本会議で可決、通過した。

地方分権一括法制定以来、国と地方は互いに補完し合い対等の原則を深化させ、地方は長い時間をかけ地方分権の流れを築き上げてきた。国においてはこの流れに逆行することのないよう努め、指示は国と地方公共団体との特例として位置づけ、一般的なルールと明確に区別することを強く求める。また、指示権行使にあたっては自治体の意見をしっかりと求めると同時に国の持つ情報を自治体に開示し、付帯決議にあるよう「事前に十分な調整を行うこと」を求めるものである。

意見書第2号及び意見書第3～5号(全会一致で採択された請願第2、3、5号)を、関係機関に提出しました。

人事案件

議案第52号 白河市教育委員会教育長の任命について

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、同意を求める。

教育長(再任) 芳賀 祐司【66歳】(白河市会津町)

任期 3年(令和6年8月1日～令和9年7月31日)

ハラスメント防止条例検討特別委員会を設置

6月13日開会日に“白河市議会ハラスメント防止条例検討特別委員会設置に関する決議”が可決され、議員24名から9名が委員に選任されました。

委員長	柴原 隆夫	
副委員長	大木 絵理	
委員	永山 均	遠藤 公彦
	植村 美洋	吉見優一郎
	佐川 京子	高橋 光雄
	深谷 弘	

議員におけるあらゆるハラスメントの根絶を目指すため条例策定に向けた当委員会が、6月13日に設置されました。委員会の設置後、直ちに委員会を開き、正副委員長の選出を行い、条例策定に向けた内容を協議しました。

また、7月22日には条例策定に向け、専門家講師を招き、ハラスメントの定義と、条例策定のポイント等に関する勉強会を行いました。今後も当委員会の取り組みをお知らせしてまいります。